

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）

規制の名称：（1）木造建築物に係る制限の合理化（第21条、第27条）
（2）構造計算適合性判定制度の見直し（第5条の4、第5条の5、第6条から第6条の3まで、第18条、第18条の2、第77条の17の2、第77条の35の2から第77条の35の21まで、第77条の66）
（3）仮使用承認制度における民間活用（第7条の6）
（4）国土交通大臣の新たな認定制度の創設（第38条）
（5）容積率制限の合理化（第52条）
（6）定期調査・検査報告制度の強化（第12条から第12条の3まで）
（7）国の調査権限の創設（第15条の2）
（8）特定行政庁の調査権限の見直し（第12条第5項から第7項まで）
（9）移転の際の建築基準法令の適用の見直し（第3条、第86条の7）

規制の区分 （新設） 改正（（拡充）、（緩和））、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：住宅局建築指導課・市街地建築課

評価実施時期：令和3年3月19日

1 事前評価時の想定との比較

① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

- (1) 事前評価時点では、大規模な建築物を木造で建築しようとする場合には、建築基準法の規制により、木材を活用する新技術の導入や木の質感を活かす多様な計画・設計を実現することが困難となっていると想定し、木造建築物に係る制限の合理化が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。
- (2)
- (i) 事前評価時点では、構造計算適合性判定について、平成19年の制度創設から一定期間が経過し、確認主体に知見が蓄積されてきているにもかかわらず、合理化が図られていないと想定し、構造計算適合性判定の対象の見直しが必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。
- (ii) 事前評価時点では、確認審査の合理化が求められているにもかかわらず、構造計算適合性判定を要する場合には審査日数が長引いてしまっていると想定し、構造計算適合性判定に係る手続きの見直しが必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。
- (iii) 事前評価時点では、本来であれば構造計算適合性判定が不要な建築物の部分にまで構造

計算適合性判定を行わせることが、過大な負担となっていると想定し、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分はそれぞれ別の建築物とみなして、建築基準法（以下「法」という。）第20条各号の構造計算を行うことができるようにし、それぞれの部分について構造計算の種別に応じた審査手続きを可能とすることが必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(iv) 事前評価時点では、平成24年の建築基準法施行令第137条の2の改正により、増改築の緩和措置を講じたことに伴い、構造計算適合性判定の対象となる大規模な増改築も可能となったため、安全性の確保が必要な状況となっていると想定し、増改築時の構造計算適合性判定の義務付けが必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(v) 事前評価時点では、平成19年以降の構造計算適合性判定の運用により、確実に実務経験者が育ってきているにもかかわらず、構造計算適合性判定資格者に係る制度について、厳格な仕組みとなっていないと想定し、構造計算適合性判定資格者の検定・登録制度の創設が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(3) 事前評価時点では、指定確認検査機関は仮使用承認を実施できないため、指定確認検査機関が建築確認を行った建築物について、特定行政庁が一から建築計画全体を把握する必要があり、申請者が再度、建築計画を説明しなくてはならず、承認を得るまでに時間を要していると想定し、指定確認検査機関による仮使用認定事務の創設が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(4) 事前評価時点では、現行の建築基準に適合しない新建築材料や新技術の円滑な導入が困難となっていると想定し、新技術の円滑な導入に向けた仕組みの創設が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(5) 事前評価時点では、高齢社会の到来に伴う高齢者・障害者人口の急速な増加により、高齢者等の良質な住まいの確保が急務となっているほか、居住者の高齢化等に対応したエレベーターの後付けやバリアフリー化のためのエレベーターの大型化などが求められていることから、公共施設に対する負荷が過度にならない範囲で、容積率規制の合理化を図る必要があると想定し、老人ホーム等やエレベーターに係る容積率の特例により、高齢者等の良質な住まいの確保等を促進することが必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(6)

(i) 事前評価時点では、防火設備が火災時に確実に作動するよう適切に維持保全がなされるためには、昇降機や昇降機以外の建築設備と同様に、専門技術を有する者による調査が必要となっていると想定し、防火設備を単独で定期検査の対象とし、専門的な知識を有する者の検査に係らしめることとする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(ii) 事前評価時点では、定期調査・検査の対象となる建築物・建築設備については、特定行

政庁が必要に応じ指定することとされているところ、不特定多数の者や高齢者等の要配慮者が利用する建築物など特に安全性の確保を徹底すべきものが必ずしも指定されていないと想定し、一定の建築物や昇降機等については法令により一律に定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等については特定行政庁が指定したものを対象とする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(iii) 事前評価時点では、経歴を詐称し講習を受講した者は、本来、昇降機検査資格者としての要件を満たさないにもかかわらず、当該詐称を行った者に対する懲戒処分規定はなく、法的効力のある処分ができない状況にあると想定し、資格者に対する処分基準の明確化が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(7) 事前評価時点では、国が建築物の事故や違反に係る調査を実施するに当たって関係者に報告を求めたが拒否される等の事例が生じていると想定し、国土交通大臣による建築物の調査権限の創設が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(8)

(i) 事前評価時点では、特定行政庁が建築物の違反を確実に把握するために任意で関係者に物件の提出を求めたが拒否される事例が発生していると想定し、特定行政庁が物件提出を求めることができる権限の創設が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(ii) 事前評価時点では、特定行政庁が違反是正等の措置を迅速かつ確実にを行うために建築材料の製造者や建築物の調査者に任意の報告を依頼したが拒否される事例が発生していると想定し、特定行政庁の調査権限の充実が必要であるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

(9) 事前評価時点では、技術の向上により、大規模な建築物についても移転が可能となってきたことから、一定の場合には、建築物の移転を制限する必要があると想定し、法第3条第3項第3号に移転を追加し、既存建築物を移転する場合には、現行基準に適合させることが必要としていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

(1) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、木材を活用する新技術の導入や木の質感を活かす多様な計画・設計を可能とする自由度の高い規制に対する要請を受け、実大火災実験を実施し、新たな木造建築物の耐火性等に関する技術的知見が蓄積されてきているにもかかわらず、大規模な建築物を木造で建築しようとする場合には、法の規制により主要構造部を耐火性の高い材料で被覆する等の措置が必要であるという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(2)

(i) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、構造計算適合性判定について、平成19年の制度創設から一定期間が経過し、確認主体に知見が蓄積されてきているにもかかわらず、制度創設以来構造計算適合性判定の対象が変わっておらず、確認審査の効率化が図られていないという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(ii) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、確認審査の合理化が求められているにもかかわらず、構造計算適合性判定を要する場合には審査日数が長引いてしまうという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(iii) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し、構造上分離しており、それぞれの部分が、法第20条各号の異なる号に掲げる建築物に該当する場合であっても、異なる号の構造計算の方法を適用することはできないという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(iv) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、大規模な建築物については、構造計算適合性判定により安全性を確保する必要があるにもかかわらず、法第86条の7第1項の規定により、既存不適格建築物について政令で定める範囲内の増改築を行う場合は、新築時には構造計算適合性判定の対象となる構造計算を行うときであっても、法第20条の規定が適用されないため、構造計算適合性判定の対象にならないという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(v) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、確認検査を実施する確認検査員は実務経験がある者のみが受検資格を有する厳密な検定制度に合格した者から選任することとなっており、構造計算適合性判定を実施する構造計算適合性判定員についてもこれと同様の厳格な仕組みにすることが望ましいにもかかわらず、建築に関する専門的知識及び技術を有する者のうちから、それぞれの指定構造計算適合性判定機関が選任することとされているという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(3) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、平成23年当時、建築確認の約82%を指定確認検査機関が担うようになっていたにもかかわらず、指定確認検査機関は仮使用承認を実施できないため、指定確認検査機関が建築確認を行った建築物について、特定行政庁が一から建築計画全体を把握する必要があり、申請者が再度、建築計画を説明しなくてはならず、承認を得るまでに時間を要するという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(4) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、現行制度上、新技術

を導入しようとする場合には、その度に法令を改正する必要があるため、現行の建築基準に適合しない新建築材料や新技術の円滑な導入が困難であるという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(5) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、高齢社会の到来に伴う高齢者・障害者人口の急速な増加により、高齢者等の良質な住まいの確保が急務になっているほか、居住者の高齢化に対応したエレベーターの後付けやバリアフリー化のためのエレベーターの大型化などが求められているにも関わらず、原則として一律に容積率制限に適合させる必要があるため、その促進が図られていないという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(6)

(i) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、火災感知やシステム制御など防火設備の機構が高度化・複雑化してきており、防火設備が火災時に確実に作動するよう適切に維持保全がなされるためには、昇降機や昇降機以外の建築設備と同様に、専門技術を有する者による調査が必要となっているにもかかわらず、調査内容が、防火設備の設置の有無、劣化の状況など目視を主体としたものとなっているという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(ii) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、定期調査・検査の対象となる建築物・建築設備については、特定行政庁が必要に応じ指定することとされているところ、不特定多数の者や高齢者等の要配慮者が利用する建築物など特に安全性の確保を徹底すべきものが必ずしも指定されていないという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(iii) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、経歴詐称の疑いがある昇降機検査資格者がいることが判明しているところ、経歴を詐称し講習を受講した者は、本来、昇降機検査資格者としての要件を満たさないにもかかわらず、当該詐称を行った者に対する懲戒処分規定はなく、法的効力のある処分ができない状況にあるという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(7) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、基準の見直しや特定行政庁に対する情報提供等を的確に行うために、高度な技術的専門性を有する国が、建築物の事故や違反の実態を確実・迅速に把握する必要性がこれまで以上に高まっているにもかかわらず、国が調査を実施するに当たって事故関係者に報告を求めたが拒否される等の事例が生じているという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(8)

(i) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、建築物の安全性の

確保に対する国民の意識が高まっており、従来以上に、違反是正等の措置を迅速・確実に行うことが求められているなか、特定行政庁は図面を詳細にチェックし、確実に違反を把握するために任意で関係者から物件の提出を求めてきたが、提出を拒否される事例が発生しているという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(ii) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、エレベーターにおける人命に関わる事故の頻発、大規模な地震や火災による人的被害の発生等により、建築物の安全性の確保に対する国民の意識が高まっており、従来以上に、特定行政庁は違反是正等の措置を迅速・確実に行うことが求められているにもかかわらず、製造者や建築物の調査者が任意の報告依頼に応じない事例が発生しているという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(9) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、曳家技術の発達に伴い、移転される建築物の大規模化等も進んでいることから、一定の場合には建築物の移転を制限する必要が生じているにもかかわらず、移転の場合は現行基準への適合は求められないという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

(1) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。社会経済状況の変化や、木造建築物に係る新技術の開発に対応し、木材の利用を促進する上で、より自由度の高い規制に改める必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(2)

(i) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。確認主体の審査能力に応じ、確認審査の効率化の観点から、一定の場合には構造計算適合性判定を不要とする必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(ii) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。建築主が構造計算適合性判定の審査者や申請時期を選択できることとすることにより、確認審査の質を確保しつつ、審査の効率性を高める必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(iii) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。本来であれば構造計算適合性判定が不要な建築物の部分にまで構造計算適合性判定を行わせるのは、過大な負担となるため、個別の建築物の構造に応じた対応を可能とする必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(iv) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。平成24年の建築基準法施行令第137条の2の改正に

より、増改築の緩和措置を講じたことに伴い、構造計算適合性判定の対象となる大規模な増改築も可能となったため、安全性を確保するために規制を強化する必要があるとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き認められる。

(v) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。平成19年以降の構造計算適合性判定の運用により、確実に実務経験者が育ってきているため、構造計算適合性判定資格者についても、確認検査員と同様に実務経験者がある者しか受験資格を有さない厳密な検定制度を創設する必要があるとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き認められる。

(3) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。仮使用審査が円滑に行われるようにするため、裁量性のある判断を要しない一定の基準を満たす場合については、指定確認検査機関が仮使用の検査を行うことができるよう措置する必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(4) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。新たに開発された建築技術をタイムリーに導入できる制度を創設する必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(5) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。高齢者等の良質な住まいの確保やバリアフリー化の促進に資するよう、公共施設に対する負荷が過度にならない範囲で、容積率制限の合理化を図る必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(6)

(i) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。防火設備が火災時に確実に作動するよう適切に維持保全がなされるためには、昇降機や昇降機以外の建築設備と同様に、専門技術を有する者による調査が必要となっているとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き認められる。

(ii) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。特に在館者の安全性に配慮すべき建築物等について、特定行政庁の事情に関わらず、定期報告の対象とする必要があるとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き認められる。

(iii) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。建築物が適切に維持管理されない場合には重大な事故を招くおそれがあるため、不正な手段により資格を取得した者や、調査・検査の業務を不正に行った者等に対し、法律に則り厳正に対処する仕組みが不可欠となっているとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き認められる。

(7) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。国が自ら必要な調査を実施できるよう、報告徴収、立入検査等の権限を創設する必要があるとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き

き認められる。

(8)

(i) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。特定行政庁が物件提出を求めることができる権限を創設することにより、より確実かつ迅速な関連図面等の入手を可能とし、早期に違反是正を図っていくことが必要であるとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き認められる。

(ii) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。特定行政庁による報告徴収、立入検査等の対象に製造者や調査者を加え、製造物の出荷帳簿や調査を行った建築物のリストなどの報告や検査をできることとし、より確実かつ迅速な違反建築物の把握を可能とする必要があるとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き認められる。

(9) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。技術の向上により、大規模な建築物についても移転が可能となってきたことから、一定の場合には、建築物の移転を制限する必要があるとの課題を解決するという当該規制の創設の必要性は、引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

(1) 建築主において建築コストが減少したと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。なお、当該規制の導入による建築コストの減少については、建築物の規模や用途等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。

(2)

(i) 十分な能力を有する者が、構造計算適合性判定の対象となっている構造計算のうち、比較的簡易なものを行う建築物の構造計算の確認審査（以下、「ルート2主事審査」という。）を行うことが可能となり、当該審査を受けることにより構造計算適合性判定の審査の対象外となった建築物の建築主における建築コストが減少したと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。ルート2主事審査の申請に要する費用と、当該審査を受けることにより不要となった構造計算適合性判定の申請に要する費用及び従来の建築確認の申請に要する費用の差額は、建築物1棟あたり約22,000円^{※1}と推定され、ルート2主事審査の件数は1年間で約5,340件^{※2}と推定される。従って、当該規制の緩和による建築コストの減少は、令和2年3月末までの5年間で、約587,400,000円（22,000円×5,340件×5年）と推計される。

※1 152,000円（業界最大手機関における通常の確認審査に係る手数料）+156,000円（業界最大手機関における構造計算適合性判定に係る手数料）-286,000円（業界最大手機関におけるルート2主事審査に係る手数料） なお、各審査等の手数料については、建築物等の規模、建設地等に応じ、各指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関等が定める手数料規程等によって異なるため、当該建築物が床面積500㎡超1000㎡以下の建築物（ルート2主事審査を受ける建築物の大部分が当該規模の建築物）であると仮定した上で、各審査等の最大手機関の手数料をもとに推計して

いる。 ※2 約 445 件（1 月あたりの件数（平成 30 年 12 月調査分））×12 ヶ月

(ii) 建築主において建築コストが減少したと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。当該規制の緩和により、構造計算適合性判定と建築確認を同時に申請することが可能となったため、これらの手続きに要する審査日数が、建築物 1 棟あたり約 15.3 日（令和元年 6 月調査分の構造計算適合性判定の平均審査日数）短縮されている。なお、審査日数の短縮を遵守費用に換算することは困難であるため、当該規制の緩和による建築確認等に係る建築コストの減少について、遵守費用の定量的な把握は困難である。

(iii) 建築主において建築コストが減少したと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。なお、エキスパンションジョイント等で接している建築物の部分それぞれについて、異なる種別の構造計算がどの程度行われているかの実態に関する既存の統計・調査はないことから、遵守費用の定量的な把握は困難である。

(iv) 新たに構造計算適合性判定の対象となる建築物の建築主において構造計算適合性判定の申請に要する費用及びそれに伴う建築コストが発生しているが、事前評価時の想定と乖離はない。なお、各種費用の増加については、建築物の規模や用途等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。

(v) 構造計算適合性判定員になろうとする者において検定の受験・登録に要する費用が発生しているが、事前評価時の想定と乖離はない。検定の受験に要する費用は 1 人あたり 34,000 円、登録に要する費用は 1 人あたり 22,000 円であり、令和 2 年 3 月 31 日時点で当該規制により、85,270,000 円（34,000 円×（748+592）人+22,000 円×1,805 人）の遵守費用が生じた。なお、登録者数は、当該規制前に構造計算適合性判定を行っていた構造計算適合性判定員を構造計算適合判定資格者に登録した数も含むことから、年間平均で遵守費用を算出することは困難である。

(3) 当該規制緩和による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

(4) 当該規制緩和による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

(5) 当該規制緩和による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

(6) (i) ~ (iii) 定期調査・検査報告の義務付け対象となる者において調査・検査及び報告への対応に要する費用が発生しているとともに、建築物調査員等となろうとする者において資格者証の交付を受けるために必要な費用が発生しているが、事前評価時の想定と乖離はない。建築物調査員等となろうとする者において資格者証の交付を受けるために必要な費用として、防火設備検査員講習について、学科の受講に要する費用は 1 人あたり 30,000 円、実技の受講に要する費用は 1 人あたり 25,000 円であり、令和 2 年 3 月 31 日時点で当該規制により、368,765,000 円（30,000（円）×8,223（人）+25,000（円）×4,883（人））の遵守費用が生じた。なお、定期調査・検査報告の義務付け対象となる者において調査・検査及び報告への対応に要する費用の増加については、建築物等の規模や用途、市場環境等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。

(7) 事故関係者において報告徴収・立入検査等への対応に要する費用が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、費用の増加については報告徴収・立入検査の内容や規模等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。

(8)

- (i) 物件提出を求められる関係者において物件提出の求めへの対応に要する費用が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、費用の増加については、物件提出の対象や規模等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。
- (ii) 建築材料等の製造をする者や建築物の調査等を行う者において報告徴収・立入検査等への対応に要する費用が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、費用の増加については報告徴収・立入検査の内容や規模等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。
- (9) 建築主において移転を行う際に現行基準に適合させるための費用が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、費用の増加については移転の対象となる建築物の規模や用途等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

- (1) 当該規制の導入による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
- (2)
 - (i) 都道府県の構造計算適合性判定業務において審査コストが減少しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、審査コストの減少後も既存の体制で業務を実施しているため、行政費用を定量的に把握することは困難である。
 - (ii) 当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
 - (iii) 都道府県の構造計算適合性判定業務において審査コストが減少しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、審査コストの減少後も既存の体制で業務を実施しているため、行政費用を定量的に把握することは困難である。
 - (iv) 都道府県の構造計算適合性判定業務において新たに構造計算適合性判定の対象となる建築物の審査コストが発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。
- (v) 国において構造計算適合性判定資格者検定の実施、指定構造計算適合性判定資格者検定機関の指定又は構造計算適合性判定員の登録若しくは監督に対応する費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。
- (3) 当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
- (4) 当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
- (5) 当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
- (6) (i) ~ (iii) 国において建築物調査員等となろうとする者に係る資格者証の交付及び交付を受けた者の監督に要する費用が発生しているとともに、特定行政庁において定期調査・検査報告の義務付け対象となる者から報告を受けるために要する費用が発生しているが、国及び特定行政庁において増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。
- (7) 国において報告徴収・立入検査等の実施に要する費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

(8)

(i) 特定行政庁において物件の提出を求めることに係わる費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

(ii) 特定行政庁において報告徴収・立入検査等の実施に要する費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

(9) 特定行政庁等の確認検査業務において審査内容の増加に伴い審査コストが増加しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

(1) 経済活性化に資する建築物における木材利用の促進や設計の自由化の促進が実現するという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、実際に当該規制緩和により新たに建築可能となった建築物が建築されるかどうかについては、経済動向等の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制緩和の効果として具体的にどの程度経済活性化に資する建築物における木材利用の促進や設計の自由化の促進が実現したのかを定量的に把握することは困難である。

(2)

(i) ~ (iii) 建築関連手続きの合理化が実現し、建築投資の活性化が図られるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、構造計算適合性判定制度の見直しによりどの程度建築関連手続きの合理化が実現したかについては、個々の建築物の状況等によって合理化の程度が異なるため、定量的に把握することは困難である。

(iv) 既存不適格建築物の増築等における建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、建築物の安全性は当該規制の導入のみで確保されるものではなく、法における当該規制以外の規制の内容その他の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制導入の効果として具体的にどの程度建築物の安全性が確保されたかを定量的に把握することは困難である。

(v) 構造計算適合性判定制度の実効性が確保され、建築物の安全性の一層の確保が可能になったという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、構造計算適合性判定制度の実効性は当該規制の導入のみで確保されるものではなく、構造計算適合性判定制度におけるそれぞれの手続き等が相互に関連することで確保されるものであるため、当該規制導入の効果として具体的にどの程度構造計算適合性判定制度の実効性が確保されたかを定量的に把握することは困難である。

(3) 建築関連手続きの合理化が実現し、建築物を活用した経済活動の活性化が促進されるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、実際に指定確認検査機関が仮使用認定を行うことによりどの程度建築関連手続きの合理化が実現したかについては、個々の建築物の状況等によって合理化の程度が異なるため、定量的に把握することは困難である。

(4) 設計の自由化の促進が実現し、新たな技術開発が促進されるという効果が発生しており、

事前評価時の想定と乖離はない。なお、実際に当該規制緩和により新たに建築可能となった建築物が建築されるかどうかについては、経済動向等の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制緩和の効果として具体的にどの程度設計の自由化の促進が実現したのかを定量的に把握することは困難である。

(5) 老人ホーム等やエレベーターに係る容積率制限の特例については、当該緩和が建築確認申請において審査される建築基準関係規定の一部を構成するものであって当該緩和のみを許可等するものではないため、適用実績を網羅的に把握することは困難であるが、当該緩和の活用事例が見受けられることから、高齢者等の良質な住まいの確保やバリアフリー化の促進が図られるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、適用実績の定量的把握は困難であることから、効果の定量的把握も困難である。

(6) (i) ~ (iii) 建築物や防火設備、昇降機等の維持管理の徹底や、定期調査資格者等に対する監督の強化による建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、建築物の安全性は当該規制の導入のみで確保されるのではなく、建築物の利用方法その他の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制導入の効果として具体的にどの程度建築物の安全性が確保されたかを定量的に把握することは困難である。

(7) 建築物の事故や違反の実態等の確実・迅速な把握が法令を根拠に実施できるようになり、実効性が担保できるようになるため、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、建築物の安全性は当該規制の導入のみで確保されるのではなく、法における当該規制以外の規制の内容その他の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制導入の効果として具体的にどの程度建築物の安全性が確保されたかを定量的に把握することは困難である。

(8)

(i) 特定行政庁が建築物の実態を確実・迅速に把握することにより、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、建築物の安全性は当該規制の導入のみで確保されるのではなく、法における当該規制以外の規制の内容その他の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制導入の効果として具体的にどの程度建築物の安全性が確保されたかを定量的に把握することは困難である。

(ii) 建築物の事故や違反の実態等の確実・迅速な把握が法令を根拠に実施できるようになり、実効性が担保できるようになるため、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、建築物の安全性は当該規制の導入のみで確保されるのではなく、法における当該規制以外の規制の内容その他の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制導入の効果として具体的にどの程度建築物の安全性が確保されたかを定量的に把握することは困難である。

(9) 建築物の移転時における安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、建築物の安全性は当該規制の導入のみで確保されるのではなく、法における当該規制以外の規制の内容その他の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制導入の効果として具体的にどの程度建築物の移転時における安全性が確保されたかを定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

- (1) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (2)
- (i) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
 - (ii) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
 - (iii) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
 - (iv) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
 - (v) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (3) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (4) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (5) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (6)
- (i) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
 - (ii) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
 - (iii) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (7) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (8)
- (i) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
 - (ii) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (9) 上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

- (1) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (2)
- (i) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (ii) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (iii) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (iv) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (v) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (3) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (4) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (5) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (6)
- (i) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (ii) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (iii) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (7) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (8)
- (i) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (ii) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (9) 当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

- (1) 当該規制の緩和に係る費用として建築主において建築コストという遵守費用が減少しており、行政費用は発生していない。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- さらに、当該規制の緩和に伴い、経済活性化に資する建築物における木材利用の促進や設計の自由化の促進が実現するという効果が発生している。
- そのため当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。
- (2)
- (i) 当該規制の緩和に係る遵守費用として、建築主において建築コストが、当該規制の緩和に係る行政費用として、都道府県の構造計算適合性判定業務において審査コストがそれぞれ減少している。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- さらに、当該規制の緩和に伴い、建築関連手続きの合理化が実現し、建築投資の活性化が図られるという効果が発生している。
- そのため、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。
- (ii) 当該規制の緩和に係る遵守費用として、建築主において建築コストという遵守費用が減少

しており、行政費用は発生していない。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

さらに、当該規制の緩和に伴い、建築関連手続きの合理化が実現し、建築投資の活性化が図られるという効果が発生している。

そのため、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

(iii) 当該規制の緩和に係る遵守費用として、建築主において建築コストが、当該規制の緩和に係る行政費用として、都道府県の構造計算適合性判定業務において審査コストがそれぞれ減少している。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

さらに、当該規制の緩和に伴い、建築関連手続きの合理化が実現し、建築投資の活性化が図られるという効果が発生している。

そのため、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

(iv) 当該規制の新設に係る遵守費用として、新たに構造計算適合性判定の対象となる建築物の建築主において構造計算適合性判定の申請に要する費用及びそれに伴う建築コストが、当該規制の新設に係る行政費用として、都道府県の構造計算適合性判定業務において新たに構造計算適合性判定の対象となる建築物の審査コストがそれぞれ発生しているが、このうち行政費用については軽微であったと考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設に伴い、既存不適格建築物の増築等における建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生している。

費用と効果を比較すると、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果に対して、当該規制の新設に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる範囲に収まっており、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制の新設は、引き続き、継続することが妥当である。

(v) 当該規制の新設に係る遵守費用として、構造計算適合性判定員になろうとする者において検定の受験・登録に要する費用（85,270,000円）が、当該規制の新設に係る行政費用として、国において構造計算適合性判定資格者検定の実施、指定構造計算適合性判定資格者検定機関の指定又は構造計算適合性判定員の登録若しくは監督に対応する費用がそれぞれ発生しているが、このうち行政費用については軽微であったと考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設に伴い、構造計算適合性判定制度の実効性が確保され、建築物の安全性の一層の確保が可能になったという効果が発生している。

費用と効果を比較すると、構造計算適合性判定制度の実効性が確保されるという効果に対して、当該規制の新設に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる範囲に収まっており、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制の新設は、引き続き、継続することが妥当である。

(3) 当該規制の緩和に係る遵守費用及び行政費用は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設に伴い、建築関連手続きの合理化が実現し、建築物を活用した経済活動の活性化が促進されるという効果が発生している。

そのため当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

(4) 当該規制の緩和に係る遵守費用及び行政費用は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も特段見受けられなかった。

一方、当該規制の緩和に伴い、設計の自由化の促進が実現し、新たな技術開発が促進されるという効果が発生している。

そのため当該規制緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

(5) 老人ホーム等やエレベーターに係る容積率制限の特例については、当該緩和が建築確認申請において審査される建築基準関係規定の一部を構成するものであって当該緩和のみを許可等するものではないため、適用実績を網羅的に把握することは困難である。

当該規制の緩和に係る費用として周辺市街地環境への影響という社会的費用が発生しているが、老人ホーム等に係るものについては公共インフラへの負荷に支障がない限度で認められるものであり、また、エレベーターに係るものについてもエレベーターの建築物に占める割合は僅少であることから、当該費用は非常に軽微であると考えられ、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の活用事例が見受けられることから、高齢者等の良質な住まいの確保やバリアフリー化の促進が図られるという効果が発生している。

費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

(6) (i) ~ (iii)

当該規制の新設に係る遵守費用として、定期調査・検査報告の義務付け対象となる者において調査・検査及び報告への対応に要する費用が発生しているとともに、建築物調査員等となろうとする者において資格者証の交付を受けるために必要な費用が発生している。加えて、当該規制の新設に係る行政費用として、国において建築物調査員等となろうとする者に係る資格者証の交付及び交付を受けた者の監督に要する費用が発生しているとともに、特定行政庁において定期調査・検査報告の義務付け対象となる者から、報告を受けるために要する費用が発生しているが、軽微であると考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設に伴い、建築物や防火設備、昇降機等の維持管理の徹底や、定期調査資格者等に対する監督の強化により、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生している。

費用と効果を比較すると、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果に対して、当該規制の新設に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる範囲に収まっており、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制の新設は、引き続き、継続することが妥当である。

(7) 当該規制の新設に係る遵守費用として、事故関係者において報告徴収・立入検査等への対応に要する費用が、当該規制の新設に係る行政費用として、国において報告徴収・立入検査等の実施に要する費用がそれぞれ発生しており、このうち行政費用については軽微であると考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設に伴い、建築物の事故や違反の実態等を确实・迅速な把握が法令を根

拠に実施できるようになり、実効性が担保できるようになるため、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生している。

費用と効果を比較すると、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果に対して、当該規制の新設に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる範囲に収まっており、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制の新設は、引き続き、継続することが妥当である。

(8)

(i) 当該規制の新設に係る遵守費用として、物件提出を求められる関係者において物件提出の求めへの対応に要する費用が、当該規制の新設に係る行政費用として、特定行政庁において物件の提出を求めることに係わる費用がそれぞれ発生しており、このうち行政費用については軽微であると考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設に伴い、特定行政庁が建築物の実態を确实・迅速に把握することにより、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生している。

費用と効果を比較すると、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果に対して、当該規制の新設に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる範囲に収まっており、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制の新設は、引き続き、継続することが妥当である。

(ii) 当該規制の新設に係る遵守費用として、建築材料等の製造をする者や建築物の調査等を行う者において報告徴収・立入検査等への対応に要する費用が、当該規制の新設に係る行政費用として、特定行政庁において報告徴収・立入検査等の実施に要する費用がそれぞれ発生しており、このうち行政費用については軽微であると考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設に伴い、建築物の事故や違反の実態等を确实・迅速な把握が法を根拠に実施できるようになり、実効性が担保できるようになるため、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生している。

費用と効果を比較すると、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果に対して、当該規制の新設に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる範囲に収まっており、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制の新設は、引き続き、継続することが妥当である。

(9) 当該規制の新設に係る遵守費用として、建築主において移転を行う際に現行基準に適合させるための費用が、当該規制の新設に係る行政費用として、特定行政庁等の確認検査業務において審査内容の増加に伴う審査コストがそれぞれ発生しており、このうち行政費用については軽微であると考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の新設に伴い建築物の移転時における安全性の一層の確保が可能となったという効果が発生している。

費用と効果を比較すると、建築物の安全性の一層の確保が可能となったという効果に対して、当該規制の新設に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる範囲に収まっており、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制の新設は、引き続き、継

続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。